

高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）設置要綱実施要領

第1 目的

この要領は、高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）設置要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 委嘱手続き

- (1) 地域本部は、担当地域の事業者において、アドバイザーによる指導等が必要であると判断した場合に、派遣理由書（別記第1号様式又は別記第2号様式）を作成し、計画推進課へ提出する。
- (2) 計画推進課は、派遣理由書を踏まえて、アドバイザー候補者へ就任依頼を行う。
- (3) 計画推進課は、アドバイザー候補者から就任承諾書（別記第3号様式）を得た後に、委嘱状を交付する。
- (4) 要綱第3条ただし書の規定により委嘱期間を延長する場合、地域本部はアドバイザーに了承を得た上で派遣延長理由書（別記第4号様式）を作成し、計画推進課に提出するものとする。

第3 職務の具体的な内容

アドバイザーの職務の具体的な内容については、アドバイザーと事前に協議を行うものとする。

第4 指導及び助言の回数等

- (1) 1案件当たりの現地訪問等による指導及び助言（以下「指導等」という。）の回数は、原則として、18回（複数のアドバイザーが同時に指導等を行う場合は、それぞれ1回と数えるものとする。以下同じ。）を限度とする。ただし、要綱第2条第1号に規定する職務に伴う報告書の作成については、回数として数えないものとする。
- (2) 1回の職務においては、複数案件を対象とすることができるものとする。
- (3) 要綱第3条ただし書の規定により委嘱期間を延長した場合の指導等の回数は、更新しないものとする。

第5 同意書の提出

アドバイザーの派遣に当たっては、当該事業の実施主体（以下「事業者」という。）から同意書（別記第5号様式）の提出を受けるものとする。

第6 課題整理報告の作成

- (1) アドバイザーは、要綱第2条第1号アに規定する職務が完了した場合は、課題整理報告書（別記第6号様式）を作成し14日以内に知事に提出するものとする。
- (2) 地域本部においては、課題整理報告書を踏まえて、地域本部意見書（別記第7号様式）を作成し、課題整理報告書の提出日から14日以内に計画推進課に提出するものとする。

第7 職務実績等の報告

- (1) アドバイザーは、要綱第2条第1号に規定する職務（現地訪問等によらない報告書の作成を除く）を行った場合は、職務実績報告書（別記第8号様式）及び職務の記録（別記第9号様式）を作成し、職務を行った月の最終活動日から30日以内に知事に提出するものとする。ただし、職務を行っていない月については、この限りでない。
- (2) 要綱第2条第2号に規定する職務を行ったアドバイザーは、職務実績報告書（別記第10号様式）及び職務の記録を作成し、職務を行った月の最終活動日から14日以内に全体支援を行うアドバイザーに提出するものとする。ただし、職務を行っていない月については、この限りでない。
- (3) 職務実績報告書を受領した全体支援を行うアドバイザーは、報告内容を踏まえて、職務進捗状況報告書（別記第11号様式）を作成し、職務実績報告書の提出日から14日以内に知事に提出するものとする。ただし、要綱第2条第2号に規定する職務が行われた月にすべての職務が完了する場合は、この限りでない。
- (4) 全体支援を行うアドバイザーは、すべての職務が完了した場合は、職務終了報告書（別記第12号様式）を作成し、職務を行った月の最終活動日から14日以内に知事に提出するものとする。
- (5) 地域本部は、職務終了報告書を踏まえて、地域本部意見書を作成し、職務終了報告書の提出日から14日以内に計画推進課に提出するものとする。
- (6) 事業者は、要綱第2条のアドバイザーによる指導等のすべてが完了した場合は、活用レポート（別記第13号様式）を作成し、指導等を受けた月の最終活動日から14日以内に知事に提出するものとする。

第8 謝金の額

アドバイザーの職務に対する謝金の額は次の（1）若しくは（2）のいずれか又は（3）とする。

- (1) 1回の職務に要する時間が4時間以上となる場合
1回当たり50,000円
- (2) 1回の職務に要する時間が4時間未満となる場合
1回当たり30,000円
- (3) 要綱第2条第1号に規定する職務のうち現地訪問等によらない報告書（課題整理報告書、職務進捗状況報告書、職務終了報告書）の作成
1回当たり30,000円

第9 謝金の支払

アドバイザーから提出された課題整理報告書、職務実績報告書、職務進捗状況報告書及び職務終了報告書に基づき、提出日の翌月末までに謝金を支払うものとする。

第10 情報の開示

確認事項、謝金の支払金額等については、高知県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

附則

この要領は、令和2年5月20日から施行する。

附則

この要領は、令和2年8月19日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。